

平成30年 3 月 5 日（月曜日）

○出席議員（14名）

1 番	尾 田 良 一	議 員	8 番	諏 訪 良 一	議 員
2 番	土 本 稔	議 員	9 番	宮 下 為 幸	議 員
3 番	林 真 弥	議 員	10 番	甲 部 昭 夫	議 員
4 番	中 川 秀 平	議 員	11 番	古 玉 栄 治	議 員
5 番	山 本 孝 司	議 員	12 番	若 狭 明 彦	議 員
6 番	笹 川 広 美	議 員	13 番	坂 井 幸 雄	議 員
7 番	南 昭 榮	議 員	14 番	作 間 七 郎	議 員

○説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	土木建設課長	北 野 均
副 町 長	廣 瀬 康 雄	上下水道課長	田 中 智
教 育 長	袋 井 貞 司	会 計 課 長	百 海 和 夫
参事兼総務課長	植 田 一 成	長寿介護課長	道 善 まり子
参事兼農林課長	田 中 栄 一	保健環境課長	平 岡 重 信
参事兼住民福祉課長	加 賀 忠 夫	教育文化課長	上 坂 恵 一
企 画 課 長	高 名 雅 弘	生涯学習課長	正 谷 智
情報推進課長	町 田 穂 高	生涯学習課担当課長	甘 田 悟 司
税 務 課 長	古 川 利 宣		

○職務のため出席した事務局職員

議会議務局長 土屋 哲 雄 書 記 水 田 祥 代
議会議務局長補佐 山 本 博 司

○議事日程（第1号）

平成30年3月5日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第61号 工事請負契約の変更について
(平成28年度農村総合整備事業(中山間対策型) 営農環境整備支援瀬戸地区植物工場用地造成・外構工事)

日程第3 議案第62号 中能登町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について

議案第63号 中能登町放課後児童クラブ条例の制定について

議案第64号 中能登町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第65号 中能登町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の制定について

議案第66号 中能登町個人情報保護条例の全部改正について

議案第67号 中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第68号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第69号 中能登町国民健康保険条例及び中能登町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第70号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第71号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第72号 中能登町コーポとりや条例の一部を改正する条例について

議案第73号 中能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第74号 中能登町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及

び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第75号 中能登町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について
- 議案第76号 中能登町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第77号 中能登町下水道等供用開始区域内し尿等処分手数料徴収条例を廃止する条例について
- 報告第5号 専決処分の報告について
(平成29年度中能登町一般会計補正予算)
- 報告第6号 専決処分の報告について
(平成29年度中能登町一般会計補正予算)
- 議案第78号 平成29年度中能登町一般会計補正予算
- 議案第79号 平成29年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第80号 平成29年度中能登町介護保険特別会計補正予算
- 議案第81号 平成29年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第82号 平成29年度中能登町下水道事業特別会計補正予算
- 議案第83号 平成29年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算
- 議案第84号 平成29年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算
- 議案第85号 平成30年度中能登町一般会計予算
- 議案第86号 平成30年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第87号 平成30年度中能登町介護保険特別会計予算
- 議案第88号 平成30年度中能登町国民健康保険特別会計予算
- 議案第89号 平成30年度中能登町下水道事業特別会計予算
- 議案第90号 平成30年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算
- 議案第91号 平成30年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第92号 平成30年度中能登町水道事業会計予算

議案第93号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第94号 七尾市及び中能登町の広域行政の推進に関する規約の一部改正に関する協議について

(町長提出、質疑)

請願第3号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める請願書

(議会提出)

日程第4 常任委員会付託

日程第5 予算審査特別委員会設置及び委員の選任、委員会付託

日程第6 休会決定の件

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（古玉栄治議員） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しております。

ただいまから平成29年度3月定例会議を開きます。

なお、本定例会議の会議期間は、会議日程のとおり本日から3月20日までとします。

また、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告をします。

初めに、当町議会より提出しました平成29年度国、県に対する要望事項については、昨年10月12日に開催されました石川県町村議会議長会臨時総会において採択され、これが実現方を県当局に要望しておりました回答書は、さきの全員協議会で配付済みであります。

次に、12月定例会議及び1月随時会議において決議をしました議員派遣については、笹川議員は1月18日と19日、林議員は1月29日から2月2日まで、土本議員は2月10日に議員研修を終えられましたので、報告します。

次に、地方自治法第121条の規定による本会議に出席する者を別紙の説明員職氏名一覧表としてお手元に配付しましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（古玉栄治議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

3月定例会議の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、10番 甲部昭夫議員、12番 若狭明彦議員を指名します。

◎議案第61号

○議長（古玉栄治議員） 日程第2、議案第61号 工事請負契約の変更について（平成28年度農村総合整備事業（中山間対策型）営農環境整備支援瀬戸地区植物工場用地造成・外構工事）を議題とします。

議案書は、その2、1ページとなります。

◎提案理由説明

○議長（古玉栄治議員） 町長から提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 皆さん、おはようございます。

提案理由の説明を行います。

本日ここに、平成29年度中能登町議会3月定例会議の開会に当たり、町の近況について申し述べるとともに、提案いたしました各議案についてご説明をいたします。

まず初めに、1月末に発生しました鹿島地区の断水につきましては、町民の皆様にご迷惑をおかけしたことと不安な思いをさせたことに対し、心よりおわびを申し上げます。

断水につきましては、1月28日の夕方に鹿島地区全域を賄う越路配水池の貯水量が突然低下したことにより、一部地域で断水が発生しました。当初、水道本管の漏水が原因ではないかと考えておりましたが、調査の結果、1月23日からの強い寒波により宅内の水道管の凍結による漏水が多発したことが大きな原因だと判明をいたしました。

なお、能登地域の他市町でも同様の断水被害が発生し、復旧するまでに1週間以上を要した市町もありましたが、当町では2日間での早期復旧となりました。

また、2月5日からの大雪につきましても、例年どおり除雪体制をとっておりましたが、近年まれに見る大雪により一部の町民の皆さんにご迷惑をおかけしたことを重ねてお

わびを申し上げます。

除雪作業につきましても、加賀地区や金沢市、近隣市町に比べれば、いち早く交通路線の確保ができたのではないかと考えております。

今後も災害などの不測の事態に備え、有事の際には迅速に対応できる体制を整えてまいりたいと考えておりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、先月、韓国の平昌で開催されておりました冬季オリンピックでの日本人選手のメダルラッシュは記憶に新しいところであり、白熱した競技をごらんになり、感動し勇気づけられた方もたくさんいらっしゃったのではないかと思います。

こうしたことを踏まえ、当町では今年度、中能登町特別表彰制度を設けました。この制度は、スポーツ、文化、芸能その他の分野において、国際的または全国的に輝かしい成績を残された方を対象として表彰するものであります。

今年度は、昨年4月にスペインで開催されたヨット競技の第48回プリンセス・ソフィア杯セーリング470級部門で見事優勝されました久江出身の高柳 彬さんと、10月に群馬県前橋市で開催された第72回天皇賜杯・皇后賜杯全日本ソフトテニス選手権大会女子ダブルスの部で高校生ペアとしては67年ぶりとなる優勝をなし遂げた良川出身の宮下こころさんを表彰することといたしました。

高柳さんには、今後もご活躍を続けられ、2020年の東京オリンピックへの初出場を期待しております。また、宮下さんには、今後も全日本大会での連覇やアジア大会での活躍を期待しております。

町といたしましては、各分野でご活躍される方を今後も応援してまいりたいと考えておりますので、町民の皆様にもこの表彰を受賞されますよう頑張ってくださいと思います。

それでは、本定例会議の冒頭に議決を賜りまず議案につきましてご説明をいたします。

議案第61号 工事請負契約の変更につきましては、平成28年度農村総合整備事業（中山間対策型）営農環境整備支援瀬戸地区植物工場用地造成・外構工事について、主要地方道からの乗り入れ部分の拡幅改良に伴う工事等がふえたことから、事業費394万2,000円を増額し、契約金額を6,755万4,000円とするものであります。

以上、本定例会議冒頭に議決を賜ります議案につきご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古玉栄治議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

◎議案説明及び質疑

○議長（古玉栄治議員） これより、議案第61号について、議案の説明及び質疑を求めます。

まず、議案の説明を求めます。

田中参事兼農林課長

〔田中栄一参事兼農林課長登壇〕

○田中栄一参事兼農林課長 それでは、議案第61号 工事請負契約の変更についてであります。

平成29年9月5日に議決されました議案第18号 工事請負契約の締結についての一部を変更するため、中能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

契約の目的、平成28年度農村総合整備事業（中山間対策型）営農環境整備支援瀬戸地区植物工場用地造成・外構工事であります。

契約の金額、変更前6,361万2,000円、変更後6,755万4,000円。変更による増額394万2,000円でございます。

契約の相手方、石川県鹿島郡中能登町羽坂る部16番地1、日本海建設株式会社中能登営業所、所長、町駒弥之。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方はご発言願ひます。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第61号については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

◎討論・採決

○議長（古玉栄治議員） 続いて、議案第61号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

続いて、採決を行います。

議案第61号を採決します。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古玉栄治議員） 起立全員であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

◎議案の一括上程

○議長（古玉栄治議員） 日程第3

議案第62号 中能登町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について

議案第63号 中能登町放課後児童クラブ条例の制定について

議案第64号 中能登町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第65号 中能登町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の制定について

議案第66号 中能登町個人情報保護条例の全部改正について

議案第67号 中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第68号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第69号 中能登町国民健康保険条例及び中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第70号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第71号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第72号 中能登町コーポとりや条例の一部を改正する条例について

議案第73号 中能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第74号 中能登町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第75号 中能登町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について

議案第76号 中能登町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第77号 中能登町下水道等供用開始区域内し尿等処分手数料徴収条例を廃止する条例について

報告第5号 専決処分の報告について（平成29年度中能登町一般会計補正予算）

報告第6号 専決処分の報告について（平成29年度中能登町一般会計補正予算）

議案第78号 平成29年度中能登町一般会計補正予算

議案第79号 平成29年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第80号 平成29年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第81号 平成29年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第82号 平成29年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第83号 平成29年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第84号 平成29年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第85号 平成30年度中能登町一般会計予算

議案第86号 平成30年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第87号 平成30年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第88号 平成30年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第89号 平成30年度中能登町下水道事業特別会計予算

議案第90号 平成30年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算

議案第91号 平成30年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第92号 平成30年度中能登町水道事業会計予算

議案第93号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第94号 七尾市及び中能登町の広域行政の推進に関する規約の一部改正に関する協議について

請願第3号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める請願書

以上の議案33件及び報告2件並びに請願1件を一括して議題とします。

◎提案理由説明

○議長（古玉栄治議員） 町長から提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 冒頭の議案につきまして、議決を賜りましてありがとうございます。

引き続き、本定例会議に提案いたしました議案の主な内容について順次ご説明いたします。

最初に、議案第62号 中能登町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定についてであります。

この条例は、中小企業等が中能登町における経済の発展に果たす重要性に鑑み、その振興に関しての基本理念を定め、町の責務、事業者及び商工会の役割等を明らかにすることなどを目的に制定するものであります。

次に、議案第63号 中能登町放課後児童クラブ条例の制定についてであります。

この条例は、かしま放課後児童クラブを移転するに当たり、その名称及び位置を定めるため制定するものであります。

次に、議案第64号 中能登町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を

定める条例の制定についてであります。

この条例は、介護保険法の改正により、都道府県が行っている指定居宅介護支援事業者の指定等の事務が平成30年4月1日から市町村が行うこととなるため、制定するものであります。

次に、議案第65号 中能登町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の制定についてであります。

この条例は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定に伴い、申請者の資格要件を定めるため制定するものであります。

次に、議案第66号 中能登町個人情報保護条例の全部改正についてであります。

この条例は、行政機関個人情報保護法等改正法の成立により個人情報の定義が明確化、要配慮個人情報の定義が新設されたことを踏まえ、個人情報の適切な取り扱いを確保するため改正を行うものであります。

次に、議案第67号 中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員が一定の要件のもと育児休業に係る子が2歳に達する日まで育児休業を取得することができるよう改正を行うものであります。

次に、議案第68号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、かしま放課後児童クラブの移転に伴い、スパーク鹿島を当条例から削除するとともに、新たに2つの施設を追加する改正を行うものであります。

次に、議案第69号 中能登町国民健康保険条例及び中能登町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、平成30年度の国保制度改革に伴い、国民健康保険運営協議会等の標記を改

めるなどの改正を行うものであります。

次に、議案第70号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、平成30年度の国保制度改革により、今後は都道府県が財政運営の責任主体となり、市町ごとの国民健康保険事業費納付金を決定することに伴い、県が示す標準保険料率を参考に保険税率の改正を行うものであります。

次に、議案第71号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、第7期介護保険事業計画の策定に伴い、平成30年度から32年度までの介護保険料の見直しを行うため改正を行うものであります。

次に、議案第72号 中能登町コーポとりや条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、定住促進と人口増加を図るため入居資格等を見直す改正を行うものであります。

次に、議案第73号 中能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、平成30年度から後期高齢者医療における被保険者の住所地特例制度が見直しとなるため、改正を行うものであります。

次に、議案第74号 中能登町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、改正を行うものであります。

次に、議案第75号 中能登町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する

条例についてであります。

この条例は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、改正を行うものであります。

次に、議案第76号 中能登町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、改正を行うものであります。

次に、議案第77号 中能登町下水道等供用開始区域内し尿等処分手数料徴収条例を廃止する条例についてであります。

この条例は、バイオマスメタン発酵施設の稼働により、し尿等の処分手数料は中能登町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例に基づく手数料の徴収となることから、廃止するものであります。

次に、報告第5号 専決処分の報告につきましては、平成30年1月末に発生しました鹿島地区の断水復旧業務に係る職員を動員したことによる時間外勤務手当を補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億9,052万円とし、1月28日付で専決処分を行ったものであります。

次に、報告第6号 専決処分の報告につきましては、本年の大雪により除雪費が不足することに伴い委託料を補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億4,052万円とし、1月29日付で専決処分を行ったものであります。

次に、議案第78号から議案第84号までの平成29年度中能登町各会計補正予算に関する議案についてご説明をいたします。

まず、議案第78号 平成29年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予

算の総額から歳入歳出それぞれ6,810万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億7,241万2,000円とするものであります。

また、第2表の地方債補正につきましては、一般単独施設改修事業、児童福祉施設整備事業及び農業農村整備事業などの事業費の確定に係る必要額を計上するものであります。

補正の主なものとしましては、歳入では、各種事業費の確定に伴う起債額の決定により町債で1億4,800万円を増額し、基金繰入金では財源調整のための財政調整基金繰入金等を2億3,890万6,000円減額するものであります。

歳出では、農業費、県営土地改良事業費、負担金として4,393万8,000円、団体営土地改良事業費、委託料及び工事請負費として5,227万2,000円を増額するものであります。

次に、議案第79号 平成29年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、後期高齢者医療還付加算金を補正するもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,765万5,000円とするものであります。

次に、議案第80号 平成29年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,869万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,890万7,000円とするものであります。

補正予算の主なものとしましては、介護サービス及び支援サービス等諸費として2億9,800万4,000円を減額し、介護給付費準備基金積立金として8,033万1,000円を増額するものであります。

次に、議案第81号 平成29年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、事業の決算見込みにより、歳入歳出予算

の総額から歳入歳出それぞれ2,523万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,018万円とするものであります。

次に、議案第82号 平成29年度中能登町下水道事業特別会計補正予算につきましては、事業の決算見込みにより、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,952万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,784万6,000円とするものであります。

また、第2表の地方債補正につきましては、特定環境保全公共下水道事業債で事業費の確定に係る必要額を計上するものであります。

次に、議案第83号 平成29年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算につきましては、事業の決算見込みにより、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ217万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,097万円とするものであります。

次に、議案第84号 平成29年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、事業の決算見込みにより、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ326万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,592万1,000円とするものであります。

続いて、議案第85号から第92号までの平成30年度当初予算についてご説明をいたします。

まず、議案第85号 平成30年度中能登町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億6,293万円とするものであります。

第2表地方債では、各事業費の地方債限度額を総額で5億3,365万円とするものであります。

平成30年度の主な事業としましては、継続事業では、土木費で、社会資本整備総合交付金事業、地方創生道整備推進交付金事業で、

町道路網整備計画に基づき、安全で安心な利便性の高い道路整備を行います。

また、農業費では、県営及び団体営土地改良事業等の実施により担い手への農地集積、集約、農業の高付加価値化を図るため、引き続き圃場整備等を推進してまいります。

新規事業では、行財政改革の一環として、総務費では、旧滝尾小学校解体工事費を計上し、今後、公有財産の有効な利活用を検討していくこととしております。

また、民生費では、児童館運営費で、9館ありました児童館を新年度から3館での運営とし、児童厚生員を1名から2名へと増員することで子供たちへのきめ細やかなサービスの提供を図ることとしております。

次に、子育て支援策、人口減少対策としましては、地域少子化対策重点推進交付金事業として、結婚新生活支援事業補助金を創設し、若年層への結婚生活への支援をすることといたしました。また、乳幼児のおたふく風邪、ロタウイルスの任意予防接種費用の助成に係る予算を計上いたしました。

次に、観光事業では、ななお・なかのとDMO地域連携事業として、着地型観光の誘客を目指し、七尾市と連携する経費を計上いたしました。また、不動滝への誘客や観光客の利便性の向上を図るため、公衆無線LAN環境整備事業費を計上いたしました。

次に、学校教育では、教職員の働き方改革の一環として、教員を補助する校務支援員を各小中学校に配置することといたしました。これは、教員が少しでも子供たちとかわり合える環境づくりを推進するものであります。また、学校における児童の安全、安心な環境整備のため、鳥屋小学校と鹿西小学校の防犯カメラ設置費及び職員玄関自動錠工事費を計上いたしました。

次に、議案第86号 平成30年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金等の予算を計

上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,249万円とするものであります。

次に、議案第87号 平成30年度中能登町介護保険特別会計予算につきましては、高齢者の在宅生活を支える多様な生活支援サービスの提供体制の充実を図るための経費等を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,800万円とするものであります。

次に、議案第88号 平成30年度中能登町国民健康保険特別会計予算につきましては、平成30年度から県が財政運営の責任主体となることから、県への納付金、保険給付に係る交付金等を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億900万円とするものであります。

次に、議案第89号 平成30年度中能登町下水道事業特別会計予算につきましては、これまでの公共下水道施設の維持管理経費に加え、バイオマスメタン発酵施設の性能評価や下水道処理区の統廃合事業に係る経費等を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,987万円とするものであります。

次に、議案第90号 平成30年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算につきましては、春木地区、徳前地区、能登部上地区の分譲宅地販売に関する経費を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,783万円とするものであります。

次に、議案第91号 平成30年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算につきましては、ケーブルテレビへの加入促進を図り、番組供給及び告知端末の運営に係る予算等を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,617万円とするものであります。

次に、議案第92号 平成30年度中能登町水道事業会計予算につきましては、収益的収入を4億3,609万8,000円、収益的支出を4億5,119万9,000円とし、資本的収入を2億302万2,000円とし、資本的支出を3億3,490万円とするものであります。

主な事業としましては、塩ビ管や铸铁管の老朽管更新事業を行うものであります。

次に、議案第93号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。

平成28年度に中能登町瀬戸地区を対象とした辺地の総合整備計画を策定いたしましたが、今回、下水道事業の内容の一部見直しに伴い総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第94号 七尾市及び中能登町の広域行政の推進に関する規約の一部改正に関する協議についてであります。

この規約の改正内容につきましては、し尿処理について、中能登町がバイオマスメタン発酵施設で処理することとなり、事務委託の対象外となったこと等により、規約の一部改正を行うに当たり議会の議決を求めるものであります。

以上、本日提出いたしました議案各件につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき適切な議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（古玉栄治議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

◎議案説明及び質疑

○議長（古玉栄治議員） これより、3月定例会議に上程されました議案について一括して議案の説明及び質疑を行います。執行部におかれましては、説明は簡潔、明瞭で、答弁は的確なものとするを求めておきます。

なお、議案第85号から議案第92号までは、予算審査特別委員会を設置し、付託の予定であります。また、請願第3号についても常任委員会へ付託の予定であります。よって、ここでの説明及び質疑は省略したいと思いますので、ご了承願います。

それでは、これより議案第62号から議案第84号まで及び議案第93号から議案第94号について説明及び質疑を行います。

なお、質疑については、同一の質疑は3回までとなっていますので、議員各位にはよろしくをお願いします。

最初に、議案第62号 中能登町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について説明を求めます。

議案書は、その3、1ページから5ページとなります。

高名企画課長

〔高名雅弘企画課長登壇〕

○高名雅弘企画課長 それでは、議案第62号 中能登町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり提出するものです。

提出議案書は3ページからで、提出案件資料は1ページをお開きください。提出案件資料に基づいて説明をいたします。

最初に制定理由ですが、1番目といたしまして、中小企業等が本町における経済の発展に果たす重要性を鑑み、振興に関して基本理念を定め、町の責務、事業者及び商工会の役割などを明らかにするものです。

2番目といたしまして、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進をするものです。

3番目といたしまして、中小企業等の成長発展及びその事業の持続的発展並びに地域経済の発展を図り、もって町民の生活の向上に寄与するものです。

次に制定概要ですが、1番目といたしまして基本的施策、2番目として町の責務、事業者の役割、商工会の役割、町民の理解と協力、3番目といたしまして財政上の措置、施策の実施状況の検証など、全11条の条文から成り、本条例の施行期日を平成30年4月1日とするものです。

説明は以上です。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第62号について質疑の方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、議案第63号 中能登町放課後児童クラブ条例の制定について説明を求めます。

議案書は、7ページから9ページとなります。

加賀参事兼住民福祉課長

〔加賀忠夫参事兼住民福祉課長登壇〕

○加賀忠夫参事兼住民福祉課長 7ページをお願いいたします。

議案第63号 中能登町放課後児童クラブ条例の制定についてを議案として提出するものでございます。

別冊の条例等提出案件資料の3ページで説明をさせていただきます。

本条例の制定理由でございますが、現在のかしま放課後児童クラブが中能登町生涯学習センター「ラピア鹿島」内から現在建築工事を進めております鹿島小学校のお隣のすぱーく鹿島へ移転するに当たりまして、新たな公共施設となりますことから、地方自治法第244条の2の規定によりまして新規に条例を定めるもので、かしま放課後児童クラブを含めました各放課後児童クラブ3施設の名称と位置を条例化するものでございます。

平成30年4月1日からの施行とするもので、放課後児童対策の充実と児童の安全、安心した活動が営まれる居場所の確保に努めるものでございます。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第63号について質疑の方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

す。

次に、議案第64号 中能登町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明を求めます。

議案書は、11ページから25ページとなります。

道善長寿介護課長

〔道善まり子長寿介護課長登壇〕

○道善まり子長寿介護課長 それでは、議案書11ページをお願いいたします。

議案第64号 中能登町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明をさせていただきます。

議案書は13ページ、提出案件資料につきましては5ページをお願いいたします。

制定の理由でございますが、介護保険法の改正により、現在は指定居宅介護支援事業者の指定などの事務は都道府県で行っておりますが、権限移譲により平成30年4月1日より市町村が指定などの事務を行うことになるため、条例の制定を行うものでございます。

条例の内容につきましては、石川県で定めていた条例を中能登町の条例で定めます。この条例の中において、虐待防止のため従業員に対し研修を実施するよう努めることと、記録の保管期間を5年とした県が独自基準で定めてあるものも採用しております。

この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第64号について質疑の方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、議案第65号 中能登町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の制定について説明を求めま

す。

議案書は、27ページから29ページとなります。

道善長寿介護課長

○道善まり子長寿介護課長 それでは、議案書27ページをお願いいたします。

議案第65号 中能登町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の制定について説明をさせていただきます。

議案書は29ページ、提出案件資料につきましては7ページをお願いいたします。

制定の理由でございますが、町で指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定に伴い、指定居宅介護支援事業者の指定の申請者の資格についてのみ、上程いたしましたこの条例の中において法人と定めるものでございます。

この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第65号について質疑の方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、議案第66号 中能登町個人情報保護条例の全部改正について説明を求めます。

議案書は、31ページから51ページとなります。

植田参事兼総務課長

〔植田一成参事兼総務課長登壇〕

○植田一成参事兼総務課長 議案書31ページをごらんください。

議案第66号 中能登町個人情報保護条例の全部改正についてでございます。

上記の議案を別紙のとおり提出するものでございます。

条例等提出案件資料の9ページをごらん願

います。

改正の理由でございます。行政機関個人情報保護法等改正法の成立により、個人情報の定義が明確化、要配慮個人情報の定義が新設されたことを踏まえ、個人情報の適切な取り扱いを確保するため改正を行うものでございます。

改正の概要といたしましては、1つ目に、個人情報の定義の明確化、条例では第2条第2号関係でございます。個人情報の定義について、個人識別符号は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行個法」という。）と同じ定義とします。個人識別符号、その情報単体でも個人情報に該当するものということで、具体的には①、②でございます。

もう1点は、要配慮個人情報の取り扱いの規定、条例関係は第2条第3号でございますけれども、要配慮個人情報の定義を設け、行個法の改正により要配慮個人情報と規定された情報を含むということで、要配慮個人情報には、人種、信条、病歴、犯罪の経歴等に該当する情報ということで、以下①、②が具体的なものでございます。

議案書に戻っていただきまして、33ページをごらん願います。

まず目的でございます。第1条。この条例は、実施機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、実施機関における個人情報の取り扱いに関する基本的な事項を定めることにより、町政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的といたします。

定義といたしまして、第2条では、実施機関とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会等をいいます。

続きまして、34ページをごらん願います。

第2章では、実施機関における個人情報の取り扱いということで、個人情報の保有の制

限等を設けております。

第3条では、実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、その所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならないと定めております。

続きまして、第3章のほうで37ページをお願いいたします。

個人情報ファイルの保有等に関する事前通知ということで、第13条では、実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、町長に対し、次に掲げる事項を通知しなければならないとしております。このファイルというのは、一定の事務の目的を達成するために、特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集積的個人情報をデータベース化したものをいいます。

続きまして、39ページでは、第4章といたしまして、開示、訂正、利用の停止等をうたっております。

それから最後ですけれども、50ページです。

条例等提出案件資料の10ページにもありますけれども、罰則の規定を今回設けております。条例等提出案件資料の10ページのほうでは、罰則ということで、対象者に関しては、実施機関の職員、元職員、受託業務従事者、元従事者で、対象の行為といたしましては、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときには、量刑ということで2年以下の懲役または100万円以下の罰金とするものでございます。

施行の期日につきましては平成30年4月1日でございます。

説明は以上になります。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第66号について質疑の方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

ここで、11時15分まで休憩します。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（古玉栄治議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第67号 中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、53ページから55ページとなります。

植田参事兼総務課長

○植田一成参事兼総務課長 議案書53ページをごらん願います。

議案第67号 中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

条例等提案案件資料の11ページをごらん願います。ここで説明をいたします。

改正の理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員が一定の要件のもと育児休業に係る子が2歳に達する日まで育児休業を取得することができるよう所要の整備を行うものでございます。

改正の概要といたしましては、1つ目に、育児休業を取得できる期間の見直しでございます。育児休業をしている非常勤職員が原則1歳までである育児休業を6カ月延長しても保育所等に入れない場合等に限り、最長2歳に達する日まで育児休業を取得できるようにするものでございます。

また、附則第3項から第6項の廃止ということで、55歳を超える6級以上の職員の1.5%の減額支給制度の廃止に伴い、給与の月額計算に係る引用部分を廃止するものでございます。

施行の期日は平成30年4月1日でございます。

説明は以上になります。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第67号について質疑の方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、議案第68号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、57ページから61ページとなります。

甘田生涯学習課担当課長

〔甘田悟司生涯学習課担当課長登壇〕

○甘田悟司生涯学習課担当課長 議案書57ページをお願いいたします。

議案第68号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は59ページから、提出案件資料では17ページからとなります。提出案件資料で説明申し上げます。

改正の理由及び概要といたしまして、平成30年4月から、すば一く鹿島をかしま放課後児童クラブ施設として運用することから、所管課を生涯学習課から住民福祉課へ移管するとともに、中能登町体育施設条例から削除を行うものであります。

2つ目といたしまして、旧鳥屋中学校体育館と旧鳥屋中学校グラウンドは、現在、旧学校施設として教育文化課で管理を行っており、使用の際は学校施設利用許可申請書を教育文化課に提出しております。現在の使用状況を踏まえ、今後、体育施設として活用するため生涯学習課へ移管し、旧鳥屋中学校体育館を「鳥屋体育館」に、旧鳥屋中学校グラウンドを「鳥屋グラウンド」にそれぞれ名称を変更し、新たに町体育施設条例に追加を行うものであります。このことにより使用申請書

の様式や提出場所が他の体育施設の申請と同様となり、施設利用の調整もスムーズに行えるなど、利用者の利便性の向上を図ることができます。

3つ目は、鳥屋体育館と鳥屋グラウンドの追加により、それぞれの使用料を新たに設けるものがございます。この改正で町体育施設は現在の12施設から13施設となります。

この条例の施行期日は平成30年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第68号について質疑の方はご発言願います。

9番 宮下為幸議員

〔9番（宮下為幸議員）登壇〕

○9番（宮下為幸議員） 提出案件資料の21ページです。

鳥屋中学校のグラウンドということで、備考の中で「グラウンドは全面利用の必要がない場合、2分割でも利用できるものとし、分割利用面積によって、上記金額より相当する金額を徴収する」となっておりますが、使用料の欄を見ていくと町民の使用料は免除となっているんですけれども、これは書いてないんですよ。鳥屋グラウンドは。町民は免除なのかということ。

それと、鹿島運動場、これは無料となっているんですね。免除でなくて無料。そして、中能登町運動場の芝生広場についても無料となっているんですが、無料というのは町外から来ても無料で使用していいですよという、町民は免除ですが町外から来ても無料なのかどうかということ。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 甘田生涯学習課担当課長

○甘田悟司生涯学習課担当課長 宮下議員の質疑にお答えをいたします。

まず、鳥屋グラウンドの使用料について、

町民は無料というふうに書いていないというふうなことで、まず町民は無料なのかということですが、今現在、あのグラウンドにつきましては個人の使用というものは想定しておりません。あくまで団体での使用というふうなことを考えております。ですから各団体による使用であれば、ジュニアのスポーツ教室であるとか各協会の使用に伴って町内の団体であれば無料ということになるかと思えます。

もう1点、鹿島運動場の無料という料金設定でございますけれども、町内の方はもちろん無料でございますけれども、町外の方も無料かというふうなご質疑だったかと思えます。鹿島運動場につきましては、町内外いずれも無料ということでございます。

以上でございます。

○議長（古玉栄治議員） 宮下議員

○9番（宮下為幸議員） 町内外は無料というのはそれでわかりました。

ただ、野球場の芝生広場についても無料ということやね、町外の方も。それは答えられなかったもので。

それと、例えば鳥屋グラウンドを使うとする。あそこはソフトボールとかいろいろ使っておいでますが。例えば全能登のソフトボール大会はそこにする。中能登のチームが出ている。そういう場合は、もし全能登じゃなくても羽咋郡市とか七尾市の大会がそこで開かれる場合は、結局、中能登のチームが出れば免除されるんですか。

○議長（古玉栄治議員） 甘田生涯学習課担当課長

○甘田悟司生涯学習課担当課長 まず、運動公園の芝生、先ほど答弁抜けておりましたけれども、芝生広場については料金の徴収条例にはございませんので、町外の方が来られても無料ということになっております。

そして、町外の方で、例えば全能登の大会とかそういうものがあつたときに、町内のチ

ームが参加しているから無料になるのかということになりますと、これはまた違っておりました。主催がどこであるのかということによって料金の有無が発生するかと思います。ですから、例えば県の大会であればそれは有料になりますし、他の施設でも同様でございます。

よろしいでしょうか。

○議長（古玉栄治議員） 宮下議員

○9番（宮下為幸議員） わかりました。終わります。

○議長（古玉栄治議員） ほかに質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、議案第69号 中能登町国民健康保険条例及び中能登町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、63ページから65ページとなります。

平岡保健環境課長

〔平岡重信保健環境課長登壇〕

○平岡重信保健環境課長 それでは、63ページをお願いいたします。

議案第69号 中能登町国民健康保険条例及び中能登町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書では65ページ、提出案件資料では27ページをお願いいたします。それでは、提出案件資料でございます。

改正の理由としましては、平成30年度の国保制度改革に伴い、国民健康保険運営協議会等の標記を改めるものでございます。

改正の概要といたしましては、「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものでございます。

施行期日は平成30年4月1日でございます。

提出案件資料の29ページ、30ページに、それぞれの新旧対照表を記載してございます。

説明については以上でございます。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第69号について質疑の方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、議案第70号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、67ページから71ページとなります。

平岡保健環境課長

○平岡重信保健環境課長 それでは、67ページをお願いいたします。

議案第70号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてです。

議案書では69ページから71ページ、提出案件資料では31ページ、32ページをお願いいたします。提出案件資料で説明をさせていただきます。

まず改正理由といたしましては、平成30年度の国保制度改革により、今後は都道府県が財政運営の責任主体となり、市町ごとの国民健康保険事業費納付金を決定することになります。町では、県が示す標準保険料率を参考に保険税率の決定と賦課徴収を行い、県に納付金を納付することになります。このことから県が示す標準保険料率を参考に保険税率の改正を行うものでございます。

改正の概要といたしましては、下段になりますけれども、算定方式では、石川県国民健康保険運営方針で標準的な保険料の算定方法を医療分、後期高齢者支援分、介護分、全て資産割を除いた3方式とすることから、中能登町においても同様の算定方式を採用するも

のでございます。また、税率等につきましては県が示す標準保険料率を参考に行うものでございます。

具体的には、表の上段になります。

医療分につきましては、所得割を6.5%、資産割は廃止するものでございます。それから均等割につきましては被保険者1人当たり2万6,300円、それから平等割では世帯当たり1万8,400円とするものでございます。所得割、平等割で減額となりますが、均等割では少し増額となるものでございます。

それから下段の表になります。

後期高齢者支援分につきましては、所得割では2.2%、それから均等割につきましては9,200円、それから平等割につきましては6,400円にするものでございます。全ての所得割、均等割、平等割、増額となるものでございます。

それから、次ページをお願いいたします。

上段の表になります。

介護分につきましては、所得割1.7%、それから均等割が8,900円、それから平等割を4,000円とするものでございます。所得割、均等割で減額となりますが、平等割を新たに追加するものでございます。

これら介護分を含む1人当たりで合計しますと、所得割では増減なしとなりますが均等割では2,000円、平等割では6,500円の減額となるものでございます。資産割については廃止とするものでございます。

施行年月日は平成30年4月1日でございます。

それから、この改正によりまして、被保険者1人当たりの合計額で平成29年度と30年度を比較しますと約1万6,200円の減額となるものでございます。

また、平成30年度からは県が国民健康保険の財政主体となることから、徴収しました保険税に町に交付される公費をプラスし、県へ納付金を支払うことで、療養給付に必要な費

用が全額交付されることとなるものです。

説明については以上です。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第70号について質疑の方はご発言願います。

9番 宮下為幸議員

〔9番（宮下為幸議員）登壇〕

○9番（宮下為幸議員） 案件資料をお願いします。31ページ。

改正理由はわかったんですが、医療分、後期高齢者分、介護分は減額という部分があって、課長は1万500円ほどの減額になると言われましたが、例えば国民健康保険に入っていて、2人で夫婦で500万円の所得があったとしますね。その一回試算を出していただきたい。後からでもいいですけども。500万円の所得があった場合、夫婦2人でどれくらいの保険料がかかるということを出してほしいです。

全体的には、国保のあれは一回この前出ておりますが、それは4月1日から皆さんは下がるということですね。上がる人ももちろんおいででしょうけれども、全体的には下がる。1万500円は下がるということですか。

その辺、最後のときに、被保険者のことを言われておったもので、そのところが、最後のほうがわからなかった。その辺も含めて、もう一回、再度説明をお願いします。

○議長（古玉栄治議員） 平岡保健環境課長

○平岡重信保健環境課長 宮下議員の質疑にお答えします。

例を示してということで、県が標準的に使っている世帯というのがありますので、それをここで紹介させていただきます。

夫婦2人、子供2人で夫婦の世代が40代、介護が関係するということで、所得が250万円、妻は年収ゼロということで、固定資産税が5万円あるという標準世帯の中で、今説明させていただきました標準税率で算定します

と約41万8,000円ということになる予定となっております。これにつきましては、県のほうで標準税率というものは公表されておまして、それと比較しましても安いほうに入る予定となっております。

それから、1万6,200円1人当たり安くなるとさっき説明したんですけれども、これにつきましては平成29年度の賦課額と30年度の賦課額全体を被保険者数で割ったものが大体1万6,200円になるということで、全ての世帯がこれくらい安くなるということではございません。

説明は以上です。

○議長（古玉栄治議員） 宮下議員

○9番（宮下為幸議員） もう一回伺いますが、250万円の夫婦2人で、子供が2人で、国保税が41万8,000円かかると言われた。それは間違いないですか。

○議長（古玉栄治議員） 平岡保健環境課長

○平岡重信保健環境課長 一応、県の標準保険税率に基づいて算定した数字でございます。

以上です。

○9番（宮下為幸議員） わかりました。ありがとうございます。

○議長（古玉栄治議員） ほかに質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、議案第71号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、73ページから76ページとなります。

道善長寿介護課長

○道善まり子長寿介護課長 それでは、議案書73ページをお願いいたします。

議案第71号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

きます。

議案書は75ページ、提出案件資料につきましては41ページをお願いいたします。

改正の理由でございますが、第7期介護保険事業計画の策定に伴い介護保険料の見直しを行いました。介護保険料基準額1カ月の金額は第6期と同額の6,400円と据え置きとなりましたが、現在の条文の内容は平成27年度から平成29年度に対応したものとなっておりますので、これを平成30年度から平成32年度に対応するものに改正するものでございます。

そのほかの改正につきましては、介護保険法の改正により所要の改正を行うものであります。

この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第71号について質疑の方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、議案第72号 中能登町コーポとりや条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、77ページから79ページとなります。

北野土木建設課長

〔北野 均土木建設課長登壇〕

○北野 均土木建設課長 それでは、議案書は77ページをお願いいたします。

議案第72号 中能登町コーポとりや条例の一部を改正する条例についてであります。

説明につきましては条例等提出案件資料でご説明いたします。資料の51ページをお願いいたします。

今回の改正の主な内容でございますが、入居資格におきまして単身世帯の入居を可能とし

たいというものでございます。また、入居者につきましては中能登町に住所を置く者とするのであります。このほか、入居者の選考の中で、単身入居での申込者と複数入居での申込者が同時に申し込みがあった場合、複数入居での申込者を優先とさせていただきたいというものであります。

多様なニーズに応えることによりまして、定住促進と人口増加を図りたいというものでございます。

施行期日につきましては平成30年4月1日とするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第72号について質疑の方はご発言願います。

6番 笹川広美議員

〔6番（笹川広美議員）登壇〕

○6番（笹川広美議員） 今ほど改正理由ということで、定住促進、また人口増加を図ることを目的とされるというお話でしたけれども、現在、コーポとりや、入居状況というのはどういうふうな状況であるのか、お聞かせ願います。

また、今回のこの改正によって入居を想定される世代というか、どういう方を想定されたものと考えておられるのか、お聞かせください。

○議長（古玉栄治議員） 北野土木建設課長
○北野 均土木建設課長 笹川議員の質問にお答えをいたします。

まず、コーポとりやの入居状況でございますが、今ここに資料を持ってきておりませんので、後ほど状況を説明させていただきたいと思っております。

それから、改正によってどのような方を想定しているのかというご質問だったかと思いますが、基本的に、コーポとりやについては複数入居、親族2人以上の方での入居ということが条件となっております。いろいろな生

活スタイル、ニーズ等もあることから、単身者でも入居できるようにしたいということが一番でございます。

以上であります。

○議長（古玉栄治議員） 笹川議員

○6番（笹川広美議員） 単身世帯というのはわかるんですが、どういった単身の方を、高齢者とか障害のある方も含め、若い世代なのか、そういうことをお聞かせ願いたいんですが。

○議長（古玉栄治議員） 北野土木建設課長

○北野 均土木建設課長 笹川議員の再質問にお答えをいたします。

対象にいたしましては、全て単身でも入居できるということを想定しております。若い方から、もちろんであります。そういった方までという形になると思います。

○議長（古玉栄治議員） 笹川議員

○6番（笹川広美議員） じゃ幅広く対象とを考えていただけるということですが、そうすると、例えば高齢者のようなちょっと体に不自由を来してくるような方であっても入居ができるという、対象に考えていただけるということですね。そうすると、移動に困難な、そういう対応というものも考えていらっしゃるのか。改修等も含めたそういう対応も考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○議長（古玉栄治議員） 北野土木建設課長

○北野 均土木建設課長 笹川議員の再々質問にお答えをいたします。

高齢者もしくは障害者の方ということであったと思うんですが、基本的に自分で動かれる方の入居ということで、条例の中にも少しそういうことをうたってあったと記憶しているんですが、コーポを改築してまでということは思っておりません。あくまで自立して入居できる方ということをお思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（古玉栄治議員） よろしいですか。

ほかに質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、議案第73号 中能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、81ページから83ページとなります。

平岡保健環境課長

○平岡重信保健環境課長 それでは、81ページをお願いします。

議案第73号 中能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてです。

議案書では83ページ、提出案件資料では55ページをお願いいたします。説明は提出案件資料でさせていただきます。

改正理由といたしましては、高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、後期高齢者医療における被保険者の住所地特例制度が見直しとなることから所要の改正を行うものでございます。

改正の概要といたしましては、例を示して説明をさせていただきます。

上段になります。現行のほうでは、国民健康保険加入の74歳以下の方が例えば富山市の施設に入所し住所を移されても、住所地特例が適用になり中能登町国民健康保険の被保険者となりますが、右側になります。75歳到達時においては富山県の広域連合の被保険者となるものです。

それから下段になります。改正案でございますけれども、後期高齢者医療においても国民健康保険の住所地特例が継続され、石川県の広域連合の被保険者となるものでございます。

施行年月日は平成30年4月1日です。

説明は以上です。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。

た。議案第73号について質疑の方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、議案第74号 中能登町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、85ページから88ページとなります。

古川税務課長

〔古川利宣税務課長登壇〕

○古川利宣税務課長 それでは、議案第74号 中能登町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

資料は59ページをお願いいたします。新旧対照表は61ページとなります。

まず改正理由ですが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う改正です。

改正概要ですが、1つ目といたしまして題名を改めるもので、「中能登町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例」を「中能登町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例」とするものでございます。

次に、第1条（趣旨）、第2条（課税免除の範囲）において引用する法令、用語等を改めるものです。現行の第1条、第2条を要約いたしますと、「承認企業立地計画に従って特定事業のための施設のうち省令に規定する対象施設を同意集積区域内に設置した事業者について、家屋若しくは構築物又は土地に対

して課する固定資産税を3箇年度課税免除」というものですが、改正案では「承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業のための施設のうち省令に規定する対象施設を促進区域内に設置した事業者について、家屋若しくは構築物又は土地に対して課する固定資産税を3箇年度課税免除」となります。

施行期日は公布の日です。

説明は以上です。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第74号について質疑の方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、議案第75号 中能登町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、89ページから110ページとなります。

道善長寿介護課長

○道善まり子長寿介護課長 それでは、議案書89ページをお願いいたします。

議案第75号 中能登町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案書は91ページ、提出案件資料につきましては63ページをお願いいたします。提出案件資料で説明をさせていただきます。

この条例改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、3件の条例改正が必要となりましたが、3件をあわせて一度に改正を行うものでございます。

まず1つ目の中能登町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正、第1条関係で

すが、1番、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましても、オペレーターに係る基準の見直し、介護・医療連携推進会議の開催頻度の緩和、地域へのサービス提供の推進。

2番、夜間対応型訪問介護につきましても、オペレーターに係る基準の見直し。

3番、地域密着型通所介護につきましても、障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合のサービスの基準の創設。

4番、療養通所介護につきましても、定員数の見直し。

5番、認知症対応型通所介護につきましても、共用型指定認知症対応型通所介護の利用定員の見直し。

6番、認知症対応型共同生活介護につきましても、身体的拘束等の適正化。

7番、地域密着型特定施設入居者生活介護につきましても、身体的拘束等の適正化。

資料64ページになります。

8番、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につきましても、身体的拘束等の適正化、入所者の医療ニーズへの対応。

9番、看護小規模多機能型居宅介護につきましても、サテライト型事業所の創設、指定に関する基準の緩和。

このほかに、平成30年度から新たな介護保険施設の類型として介護医療院が創設されることに伴い、条文中の必要箇所に介護医療院の文言を加えるなどの改正を行うものであります。

この条例改正の介護保険施設で中能登町にあります施設は、6番の認知症対応型共同生活介護、グループホームになります。これと8番の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、これは第二鹿寿苑であります。

続いて、2番目の中能登町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正、第2条関係です。

1番、介護予防認知症対応型通所介護につきましては、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員の見直し。

2番、介護予防認知症対応型共同生活介護につきましては、身体的拘束等の適正化。

そのほか、平成30年度から新たに介護保険施設の類型としまして介護医療院が創設されることに伴い、文中の必要箇所介護医療院の文言を加えるなどの改正を行います。

この条例改正の介護保険施設で中能登町にあります施設は、2番の介護予防認知症対応型共同生活介護、これはグループホームであります。

続いて、3つ目の中能登町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正、第3条関係です。

1番、障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携。2番、公正中立なケアマネジメントの確保。3番、医療と介護の連携の強化などについて改正をするものであります。

この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第75号について質疑の方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午後0時02分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（古玉栄治議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議案第70号について、平岡保健環

境課長から再説明の申し出があります。

平岡保健環境課長

○平岡重信保健環境課長 先ほど議案第70号の中で、宮下議員の質疑に対する答弁に対して少し説明をさせていただきたいと思えます。

まず具体例の中で所得、私、250万とお話ししましたがけれども、年間給与に換算しますと380万円に相当するものでございます。具体的な世帯のケースについては所得に対してはそういうようで、給与収入は380万を示すものでございます。

それから、資料の31ページをごらんいただきたいと思えます。ここで具体的に説明をさせていただきたいと思えます。

まず、改正概要のここに医療分と後期支援者分の表を記載してあります。

医療分の現行の税率につきましては、左側になります。H29までというところでございます。これら資産割を含む4方式で計算しますと、賦課額にしまして、課税額にしまして30万7,400円という計算になります。それが新しく示させていただく税率で3方式で算出しますと、これが26万4,600円ということになります。比較しますと4万2,800円の減額になるものでございます。均等割は増額となるものの、資産割が廃止され、所得割と平等割が減額となるため、全体としては減額となるものでございます。

それから、一番下段になります。後期高齢者支援分につきましては、これにつきましても左側の現行税率で算出しますと合計で6万9,900円という税率になります。それから平成30年度という欄に算出しますと、これが資産割を除いたもので9万900円ということになります。資産割が廃止されるものの、所得割、均等割、平等割のいずれも増額となるため、全体としては2万1,000円の増額となるものでございます。

それから、32ページに介護分を示してあり

ます。現行2方式で算出しますと6万8,000円でございます。それが新しい税率で計算しますと、3方式ということで新たに平等割を加えて5万8,600円ということになります。差し引きますと9,400円の減額となるものでございます。新たに平等割は追加されますが、均等割が大幅に減額となり、均等割と平等割を足しても所得割も減額となるため、全体として減額となるものでございます。

この3つの医療、後期、介護分、合計しますと現税率で44万5,300円という合計額になります。それから新たな税率ではじきますと先ほど4万1,800円と説明させていただきましたが、合計しますと4万1,100円ということで訂正をさせていただきたいと思っております。全て3つ合計しますと3万1,200円の減額となるものでございます。

これが標準的な世帯から算出した保険税の比較でございます。

説明は以上でございます。

○議長（古玉栄治議員） 宮下議員、よろしいでしょうか。

次に、議案第72号について、北野土木建設課長から再説明の申し出がありましたので、これを許します。

北野土木建設課長

○北野 均土木建設課長 それでは、議案第72号で、午前中、笹川議員からのコーポとりやの入居状況についてのご質問にお答えをいたします。

コーポとりやは2棟で60戸あります。3月1日現在、51戸が入居中であります。9戸が空室となっておりますが、そのうち2戸については補修中、7戸については退去、修繕中となっております。また、この9戸のうち8戸につきましては町内での新築または住宅購入ということで、転出は1戸でありました。

報告は以上であります。よろしくお願ひします。

○議長（古玉栄治議員） 笹川議員、よろし

いでしょうか。

それでは次に、議案第76号 中能登町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、111ページから114ページとなります。

道善長寿介護課長

○道善まり子長寿介護課長 それでは、議案書111ページをお願いいたします。

議案第76号 中能登町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案書は113ページ、提出案件資料につきましては147ページをお願いいたします。

改正の理由でございますが、介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な内容は、初めて主任介護支援専門員、主任ケアマネといいますが、この研修を受けた人が、この研修の修了日から起算して5年が経過するまでに主任ケアマネの更新研修を受けること。以後、同じ繰り返しを行うように見直しを行っております。

しかし、取得年度によっては更新期限が過ぎている人もいるため経過措置が設けられております。このことは説明資料の150ページになります。

現行の欄にあります表の中で、平成23年度までに主任介護支援専門員研修を修了している人は、平成31年3月31日までに更新研修を受け、同日以降5年を超えない期間ごとに更新をするとなっております。ところが、この現行のまま行っていくと5年から7年と更新期間において差が生じるため、不公平が生じないように見直しを行ったものであります。

この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第76号について質疑の方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、議案第77号 中能登町下水道等供用開始区域内し尿等処分手数料徴収条例を廃止する条例について説明を求めます。

議案書は、115ページから117ページとなります。

平岡保健環境課長

○平岡重信保健環境課長 それでは、議案書115ページをお願いします。

議案第77号 中能登町下水道等供用開始区域内し尿等処分手数料徴収条例を廃止する条例についてです。

提出案件資料では153ページをお願いいたします。提出案件資料で説明をさせていただきます。

廃止の理由といたしましては、バイオマスメタン発酵施設の稼働により、し尿等の処分手数料は中能登町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例に基づく手数料の徴収となることから廃止するものでございます。

それから、その下にある概要といたしましては、ななかクリーンセンターに処分委託していたし尿等をバイオマスメタン発酵施設で処分することで、し尿等の処分を七尾市に委託しなくなるためでございます。

施行年月日は平成30年4月1日でございます。

説明は以上です。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第77号について質疑の方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、報告第5号 専決処分の報告について（平成29年度中能登町一般会計補正予算）及び報告第6号 専決処分の報告について（平成29年度中能登町一般会計補正予算）について説明を求めます。

この報告2件は、地方自治法第180条第1項の規定による報告事項であり、承認議決を要するものではないことを申し添えておきます。

まず、報告第5号 専決処分の報告について（平成29年度中能登町一般会計補正予算）の説明を求めます。

議案書は、119ページから127ページとなります。

植田参事兼総務課長

○植田一成参事兼総務課長 議案書119ページをごらん願います。

報告第5号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成29年度中能登町一般会計補正予算を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

120ページをごらん願います。

専決第14号、専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成29年度中能登町一般会計補正予算を次のとおり専決処分を行います。

121ページの一般会計補正予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億9,052万円とするものでございます。

126ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

第17款の繰入金で1節の基金繰入金で170万円の計上でございます。財政調整基金を取り崩し、一般会計への繰り入れをするものでございます。

127ページの歳出でございます。

2 款の総務費です。2 款の総務費の 1 細目で170万円の計上でございます。時間外手当でございます。平成30年 1 月28日、鹿島地区で発生しました断水の対応ということで、対象人員は75名でございます。

説明は以上になります。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。報告第 5 号について質疑の方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、報告第 6 号 専決処分の報告について（平成29年度中能登町一般会計補正予算）の説明を求めます。

議案書は、129ページから137ページとなります。

植田参事兼総務課長

○植田一成参事兼総務課長 議案書129ページをごらん願います。

報告第 6 号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第 1 項の規定に基づき、平成29年度中能登町一般会計補正予算を次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告するものでございます。

130ページをごらん願います。

専決第15号。地方自治法第180条第 1 項の規定に基づき、平成29年度中能登町一般会計補正予算を次のとおり専決処分します。

131ページをごらん願います。

一般会計の補正予算でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億4,052万円とするものでございます。

136ページをごらん願います。

まず歳入でございます。

17款繰入金で 1 節の基金繰入金でございます。5,000万円の計上でございます。財政調整基金を取り崩して一般会計へ繰り入れする

ものでございます。

137ページをごらん願います。

歳出でございます。

第 8 款土木費の 1 細目の除雪費で5,000万円の計上でございます。除雪作業の委託料でございます。

説明は以上になります。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。報告第 6 号について質疑の方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

以上で報告第 5 号及び報告第 6 号は終結いたします。

次に、議案第78号 平成29年度中能登町一般会計補正予算について説明を求めます。

まずは歳入全般について説明を求めるとします。

議案書は、139ページから151ページとなります。

植田参事兼総務課長

○植田一成参事兼総務課長 議案書の139ページをごらん願います。

議案第78号 平成29年度中能登町一般会計補正予算でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,810万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億7,241万2,000円とするものでございます。

第 2 条、地方債の変更につきましては、後ほどご説明をいたします。

144ページをごらん願います。

地方債の補正でございます。

まず、農業農村整備事業、老朽ため池改修事業につきましては、瀬戸地区、芹川地区、武部地区におけます県営ほ場整備事業団体営、土地改良事業におきまして、事業の増額によりまして限度額をそれぞれ増額するものでございます。

また一般町道の整備事業につきましては、自治振興資金を充てる予定でございましたけれども、県の指導によりまして限度額を減額するものでございます。

また、体育施設維持管理事業と一般単独施設改修事業につきましては、体育施設につきましては鹿島体育館の防水工事、一般単独施設改修事業につきましてはラピア鹿島のアイリスホールのLEDの改修工事につきまして自治振興資金をそれぞれ1,220万円、8,730万円を充てるものでございます。

一番下の児童福祉施設整備事業につきましては、かしま放課後児童クラブの移転工事に伴いまして4,170万円の限度額で補正をするものでございます。

続きまして、147ページをごらん願います。

まず歳入でございます。

第1款の町税でございます。2節の滞納繰越分で770万円の減額でございます。決算見込みによるものでございます。3項の軽自動車税の現年課税分につきましては110万円の増額の補正でございます。

11款の分担金及び負担金の中で、県営土地改良事業費の分担金では、芹川、武部、瀬戸地区の事業費の増額によりまして1,346万4,000円の増額。また瀬戸地区につきましては、団体営の土地改良事業費の分担金ということで750万円の増額でございます。

12款の使用料及び手数料で、教育使用料の109万円の中の生涯学習センター使用料105万8,000円は、七尾市の公共施設が使えなかったためと、また民間の利用が多かったことにより増額の補正でございます。

13款及び14款につきましては、各事業の確定見込みによりましてそれぞれ増減をさせていただいております。

続きまして、150ページをごらん願います。

第17款の繰入金でございます。まず基金繰

入金ということで2億3,890万6,000円の減額でございます。財政調整基金につきましては、各事業の精算見込みによる一般財源の減額及び地方債の充当による財源の組み替えによりまして2億3,959万5,000円の減額となります。

19款の諸収入につきましては、延滞金で200万円の増額でございます。これは決算の見込みによるものでございます。諸収入につきまして、住民福祉課雑入で229万2,000円の増額につきましては、更生費の医療過払い分の返戻金でございます。

151ページの第20款につきましては、先ほど第2表のほうで説明をさせていただきましたので省略させていただきます。

歳入の説明につきましては以上になります。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。質疑の方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

続いて、同じく議案第78号 平成29年度中能登町一般会計補正予算の歳出について説明を求めます。

まずは、第1款議会費から第2款総務費まで、議案書は152ページから155ページについて説明を求めます。

植田参事兼総務課長

○植田一成参事兼総務課長 それでは、歳出の説明をさせていただきます。

152ページをごらん願います。

まず、1款の議会費でございます。1細目の給与費で10万円の減額でございます。

また、2款の総務費で、1細目の給与費で1,885万円の増額でございます。4-6のほうで職員退職手当組合負担金につきましては、町長の3期分の満了分ということで1,950万円の計上をさせていただきます。4細目の自治振興事業につきましては113万8,000円

の減額でございます。事業の完了に伴うものでございます。

なお、人件費等につきましては、これ以降につきましては説明を省略させていただきます。

○議長（古玉栄治議員） 町田情報推進課長
〔町田穂高情報推進課長登壇〕

○町田穂高情報推進課長 それでは、引き続き152ページをお願いいたします。

下段、2目1細目の広報広聴事業でございます。1,265万4,000円の減額をお願いするものです。

11節の印刷製本費、13節の委託料、ともに事業の決算見込みにより減額を行うものでございます。また、28節の繰出金につきましても、ケーブルテレビ事業特別会計の決算見込みにより減額を行うものでございます。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 植田参事兼総務課長

○植田一成参事兼総務課長 引き続きまして、153ページをごらん願います。

財産管理費で、4細目の財産管理事業で300万円の減額でございます。実施設計料の減額でございます。また、1細目の交通防犯対策費につきましては24万円の増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上になります。

○議長（古玉栄治議員） 高名企画課長

○高名雅弘企画課長 それでは、153ページ中ほどの6目企画費の2細目企画総務費で、8-1報償金、空き家等登録促進奨励事業13万5,000円の追加をお願いするものです。本年度の申請件数が7件と当初見込みよりふえたため、内訳といたしましては、家財道具処分が4件、地区による登録あっせんが2件、地区のあっせん物件で成約に至ったものが1件となりました。

次に、4細目の地域おこし協力隊事業で730万2,000円の減額をお願いするものです。

本年度は、地域おこし協力隊員3名での活動を目指して数回にわたり随時募集を行いました。この結果、2月に1名の応募があり採用を予定しましたが、隊員の都合により中能登町への着任は5月の連休明けになる見込みとなりました。このことから2名分の相当額を減額するものであります。

次に、154ページをお願いいたします。

5細目の地方創生推進交付金事業につきましては財源補正となります。

説明は以上です。

○議長（古玉栄治議員） 植田参事兼総務課長

○植田一成参事兼総務課長 155ページをお願いいたします。

2款総務費の1細目の県知事選挙費で185万1,000円の増額補正でございます。2月23日から期日前投票につきましては3カ所に変更させていただきましたので、その関係上、1-3の非常勤職員報酬等で48万7,000円、また時間外手当で63万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。18節につきましては、計数機を2台購入を予定しております。49万7,000円の補正をさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。質疑の方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

続いて、第3款民生費、議案書は155ページから161ページについて説明を求めます。

加賀参事兼住民福祉課長

○加賀忠夫参事兼住民福祉課長 それでは、156ページをお願いいたします。

上段の3款民生費の1項1目2細目の社会福祉事業で60万5,000円の減額であります。主に13節の委託料で地域福祉計画策定業務の執行残額の精算措置によるものであります。

次に、2目1細目の障害者福祉事務事業で47万4,000円の減額となります。障がい福祉計画策定業務に係ります委員会での委員報酬並びに業務委託費の確定による減額措置でございます。

次に、3細目自立支援事業では1,859万3,000円の増額をお願いするもので、11節の印刷製本費2万4,000円の増額は、障害者へのヘルプカード作成に野々市市にございます障害者支援のサニーメイトの会社へカード作成を依頼するもので、また20節の扶助費では、給付費の対象となる利用者と利用日数が当初の想定以上に増加してきているため、毎月の支払いに対し今後不足が見込まれる金額を増額補正したもので、事業費は国が50%、県が25%負担となります。

次に、下段の5細目認定調査等費は3万円の増額をお願いするもので、障害支援区分認定調査に係る医師の意見書作成の増加に伴う手数料等の増額であります。

以上であります。

○議長（古玉栄治議員） 道善長寿介護課長

○道善まり子長寿介護課長 それでは、157ページをお願いいたします。

3目2細目老人福祉事務事業では、介護保険特別会計の事業費の実績見込みにより繰出金3,910万3,000円の減額をお願いするものであります。

次の3細目在宅福祉対策事業では、介護慰労金支給事業の利用者の見込みにより360万円の減額をお願いするものであります。

次の6細目老人福祉施設費30万円の増額でございますが、老人ふれあいセンターのガスヒーター室外機が故障し、部屋が暖まらない状態になるため、室外機の修繕に係る経費と、ふれあい交流館「喜楽館」の調理室の水道管の凍結による漏水が発生し、急を要しましたので修繕はさせていただきましたが、この修繕に係る経費の増額をお願いするものであります。

説明は以上でございます。

○議長（古玉栄治議員） 平岡保健環境課長

○平岡重信保健環境課長 同じく下段になります。

4目1細目福祉医療費支給事業でございます。予算の増減はございませんが、12節手数料では、それぞれ実績見込みにより減額するものでございます。20節扶助費では、心身障害者医療費545万円と、次ページのひとり親家庭等医療費62万円を実績見込みにより減額し、157ページ下段になりますけれども、乳幼児、児童及び生徒養育医療費732万円の増額をお願いするものでございます。子ども医療費の現物給付化により、医療機関からの請求に加え、従来からの償還払いの申請がプラスされるため、増額見込みとなることによるものでございます。

以上でございます。

○議長（古玉栄治議員） 加賀参事兼住民福祉課長

○加賀忠夫参事兼住民福祉課長 158ページをお願いいたします。

中段の6目1細目の健康ハウス憩運営事業では19万円の増額をお願いするもので、内容ですが、勤務されている中の1名の臨時職員の方が後期高齢へ移行したことに伴いまして社会保険料が30万円の減額となり、また11節の光熱水費では、主に電気料金の値上げ等での不足分といたしまして55万円の増額。それから施設修繕料では、ロビーの空調や低温時での温水ヒーターの配管修繕が生じたことから現予算で不足します対応額を増額とさせていただきますものでございます。

次に、159ページをお願いいたします。

3款2項1目2細目の児童福祉事務事業では30万円の増額をお願いするもので、三世代ファミリー同居・近居促進事業の補助金として、当初30万円の3件分で90万円を予算化しておりましたが、最終的には4件分となりましたことから1件分の30万円を増額させてい

ただくものでございます。

次に、同じく3細目の児童手当等支給事業では1,138万5,000円の減額となりました。対象児童の減少によりまして決算見込みでの補正を行うものでございます。

次に、下段の2細目保育園運営費は1,077万2,000円の減額となるもので、主に嘱託職員の賃金や管外委託児童負担金での決算見込みにより減額としたものでございます。また、産休や育休に対応した臨時職員の賃金や給食での食材高騰による賄材料費の不足分として一部増額をお願いするものでございます。

160ページでの各種事業につきましては、事業の実績により増減額となっております。

次に、3目1細目の児童館運営費は200万円を減額するもので、これも実績見込みによりまして7節の臨時雇賃金を減額とするものでございます。

次に、4目1細目学童保育事業は1,925万4,000円の減額とするもので、主にかしま放課後児童クラブ移転工事に係る精算といたしまして、13節の委託料で合わせまして55万8,000円の減額と、15節の工事請負費での工事入札残で1,500万円の減額をするものでございます。また、当初から嘱託職員2名分が減となっておりますことから、その賃金や保険料等を減額としたものでございます。

住民福祉課からは以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。質疑の方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

続いて、第4款衛生費、第5款労働費、第6款農林水産業費まで、議案書は161ページから165ページについて説明を求めます。

平岡保健環境課長

○平岡重信保健環境課長 それでは、161ページをお願いいたします。

第4款衛生費でございます。

1項1目2細目保健衛生事業で724万3,000円の減額でございます。28節国民健康保険特別会計繰出分で、保険基盤安定分及び財政安定化支援事業の実績見込みにより減額するものでございます。

その下になります5目1細目後期高齢者医療事業でございます。1,277万4,000円の増額でございます。内訳としましては、19節負担金で後期高齢者医療広域連合で1,266万4,000円の増額をお願いするものでございます。療養給付費の実績見込みによるものでございます。広域連合へ負担するものでございます。それから、19-2補助金で後期高齢者保健事業で11万円の増額をお願いするものです。これは個別健診の自己負担無料化により受診者の増加に伴う増額でございます。

それから次、162ページをお願いいたします。

2細目保健センター費でございます。44万9,000円でございます。11節施設修繕料でございます。保健センターの検診ホール床暖房ボイラー本体が凍結により故障したため、早急な修理が必要なため補正をお願いするものでございます。

それから、その下になります。1細目清掃事業費でございます。890万3,000円の減額でございます。バイオマスメタン発酵施設に伴う負担金で、実績見込みにより減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（古玉栄治議員） 高名企画課長

○高名雅弘企画課長 それでは、162ページ下段の労働費で、19-2補助金で雇用促進奨励助成金40万円の追加をお願いするもので、現在、町内企業10社から18名の町民の皆様方を採用したとの申請がありました。このことから今後の見込み分も含めて追加をお願いす

るものです。

説明は以上です。

○議長（古玉栄治議員） 田中参事兼農林課長

○田中栄一参事兼農林課長 続きまして、163ページをお願いいたします。

6款1項3目の2細目農業総務費で4万円の増額計上でございます。下水道事業特別会計への繰出金でございます。

続いて、3細目農業施設管理費で12万4,000円の増額計上でございます。土地の借上料ということで、現在、瀬戸地区で行われております植物工場用地内の借地料として、7月から3月までの9カ月分12万4,000円の増額計上でございます。

続きまして、4目の1細目農業振興費でございます。242万5,000円の増額計上となっております。産地パワーアップ事業で342万5,000円の計上でございます。これは2口の補助金でございまして、一つは農事組合法人能登花見月に対する農業用機械の補助金199万円、それから町単独の補助としましてJA能登わかば鳥屋ライスセンター機械更新に係る補助143万5,000円を計上したものでございます。

それから、電気柵の設置補助事業100万円の減額でございますが、これにつきましては七尾鹿島鳥獣被害対策協議会への国の予算の不足を補うために29年度当初予算の段階で計上しておりましたが、同協議会へ国からの補助予算が配分されたことに伴いまして全額不要ということで減額するものでございます。

続いて、2細目日本型直接支払制度事業752万2,000円の減額計上でございます。全て年度末につき各事業の実績見込みにより減額するものでございます。

ここで財源内訳をごらんいただきたいと思いますが、総額では752万2,000円の減額でありまして、県支出金も1,154万3,000円減額、一般財源が401万7,000円という、こういう財

源内訳になっております。これは当初予算の段階で県支出金を過大に誤って計上したことによるものでございます。申しわけございませんでした。

続きまして、164ページをお願いいたします。

7目農地費の2細目農地総務費で1万4,000円の計上でございます。負担金で基幹水利施設予防保全対策1万4,000円です。これは邑知潟の県施設に係る町の負担金ということで1万4,000円の計上をさせていただくものでございます。

続きまして、3細目県営土地改良事業費で4,393万8,000円の計上でございます。県営ほ場整備事業、それから県営老朽ため池整備事業、ともに国の補正に伴いまして計上させていただいたものでございます。武部地区の山田池の一部執行を除き、全額30年度へ予算繰り越しをさせていただくものでございます。

続いて、4細目の町単土地改良事業費では63万5,000円でございます。地区要望事業の予算残ということで、年度末の精算措置でございます。

次に、8細目団体営土地改良事業費で5,227万2,000円の増額計上でございます。これについても瀬戸地区におけます現在工事を進めております県営事業のエリア外の暗渠排水、それから用排水路の整備に係る事業費ということで計上させていただくものでございます。これも30年度へ全額繰り越しをさせていただくものでございます。

続きまして、8目国土調査費で1,119万円の計上でございます。全額、国の補正絡みで計上させていただくものでございまして、これにつきましても30年度へ全額繰り越しするものでございます。

続きまして、165ページの林業振興費でございまして315万5,000円の減額でございます。年度末の事業実績で精算を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。質疑の方はご発言願います。

9番 宮下為幸議員

〔9番（宮下為幸議員）登壇〕

○9番（宮下為幸議員） 163ページです。

農業振興費の中で県支出金198万9,000円。これは強い農業づくり交付金ということで県から入っていますが、産地パワーアップ事業というのは、今聞いていたら法人の人ばかりやね。農業機械を入れたとか、ライスセンターのあれしたとか。本来は個人に出すような助成金じゃないか。個人が施設をつくったりするような事業に出すべきものじゃないんですか。

中能登のやつを聞いていると、みんな法人化したようなところばかり出しているけれども、個人に出すような、要するにTPP対策とかそういうので多分出てきている金、何百億の国から出ているはずやけれども、その辺はなぜ個人に出せないのか。

○議長（古玉栄治議員） 田中参事兼農林課長

○田中栄一参事兼農林課長 お答えいたします。

産地パワーアップ事業につきましては、個人がだめだということではございません。法人であれ個人であれ、担い手であるという農業者であればこの事業の対象となるものでございます。決して個人はだめだという、そういう補助制度ではございません。なるべく経営規模の大きい法人、それから個人であっても経営規模がそれなりの一定の面積であれば補助対象ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（古玉栄治議員） 宮下議員

○9番（宮下為幸議員） なぜこういうことを言うかという、志賀町のころ柿が台湾とかへ輸出している。そういう中で一年中通じてころ柿を保存するような施設をつくって志

賀町のところは出している。一年中出しているわけです。

それをどのようにして工程で出しているかわかりませんが、結局、聞くと志賀町のころ柿より後山のころ柿のほうがおいしいという評判が出ているものですから、そういう施設のなものを個人にも助成するとか、後山のころ柿組合に助成するとか、そういうことは施設の使われる金やさかい施設とかにもできるわね。そういう金ですから、何かそういうのを考えるか。

それと、イノシシの食肉を加工するようなところをつくるとか。

そういうことは町では全然考えてないわけですかね。この金を利用すれば、結構そういう施設とか加工品をつくるような施設ができると思うんです。

○議長（古玉栄治議員） 田中参事兼農林課長

○田中栄一参事兼農林課長 お答えいたします。

宮下議員おっしゃることは私も同感であります。そういう地域の特性を生かした作物の育成というのは、町には非常に大事なことであると思います。

ただ、この国の補助事業制度は、そういう公共的な考え方のもので施設に対しての助成ではございませんで、あくまで農業者、農事組合法人等に対しての助成でありますので、そういった農家の方、農業法人の方からそういう施設でもってこれから農業経営、農業所得の向上につなげていきたいという、そういう計画があれば、また町としてもそれに沿った助成措置というものを検討していくべきではないかなというふうな思いであります。

現在のところ国の補助制度にはなじまないということではございますので、それは町単独でまた検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古玉栄治議員） 宮下議員

○9番（宮下為幸議員） 単独で考えていかれるということをおっしゃったもので、多分、T P Pの問題とか含めて、米ばかりやっている。例えば野菜とか、今言ったところ柿とか、それも含めて、結局本当に町が要するに…

○議長（古玉栄治議員） 宮下議員、これは一般質問にさせていただいたほうがよろしいのではないかなど。今の予算のところとかけ離れていますので。

○9番（宮下為幸議員） はい。産地パワーアップ事業はもっと何か考えていくところがあるんじゃないかなということをおっしゃるので、また一回、町単でも何か考えることがあればということをおっしゃっておいでましたので、ぜひお願いします。

○議長（古玉栄治議員） わかりました。

ほかに質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

続いて、第7款商工費、第8款土木費、第9款消防費まで、議案書は165ページから168ページについて説明を求めます。

高名企画課長

○高名雅弘企画課長 それでは、165ページの下段の2細目商工振興事業費で、19-2補助金、創業支援事業100万円の追加をお願いします。

本年度、中能登町での新規創業が6件あり、昨年と合わせて11件の創業がありました。このことから不足いたします助成額につきまして追加をお願いします。

説明は以上です。

○議長（古玉栄治議員） 北野土木建設課長

○北野 均土木建設課長 それでは、166ページ上段のほうになります。

8款1項1目2細目の土木総務費で2,468万1,000円の減額をお願いします。

事業特別会計で2,251万1,000円、分譲宅地造成事業特別会計で217万円、それぞれ事業完了見込みにより減額をするものであります。

次に、2項2目1細目の道路維持費であります。財源内訳の変更を行うものであります。

次に、その下、3目2細目の道路新設改良費では32万5,000円の減額をお願いします。内訳であります。19節負担金、県工事業分では67万5,000円の増額をお願いします。これは主要地方道志賀田鶴浜線、瀬戸から花見月地内で石川県が行います道路改良工事に係るものであり、町が企業誘致をしております植物工場関連によるものでございます。その下、補償金、電柱移設等で100万円の減額は、電柱移設工事費等の確定によるものでございます。

次に、167ページをお願いします。

3細目の社会資本整備総合交付金事業ですが、ここでも交付金の確定により財源内訳の変更を行うものであります。

その下、4細目の地方創生道整備推進交付金事業では111万6,000円の減額をお願いします。内訳ですが、12節登記手数料で100万円、22節補償金の電柱移設等で11万6,000円をそれぞれ事業完了見込みにより減額するものです。

次に、4目1細目の除雪費では60万円の増額をお願いします。11節燃料費で10万円、それから備品修繕料で50万円あります。ともに小型除雪機に係るものであり、ことしの大雪に出動回数がふえたことによるものであります。

次に、4項1目1細目の町営住宅管理費で846万5,000円の減額をお願いします。委託料で川田住宅実施設計業務に係るものであり、事業完了見込みによるものであります。

次に、その下、2細目の町営住宅建設費では9万円の増額をお願いします。

ですが建築確認申請手数料で、30年の当初予算で計上予定をしておりましたが、前倒して実施をさせていただきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（古玉栄治議員） 植田参事兼総務課長

○植田一成参事兼総務課長 それでは、168ページをお開き願います。

第9款の消防費でございます。1細目の消防総務費で504万1,000円の減額でございます。当初、消防本部にございます指令システムの整備につきましては、中能登町のほうで県補助金504万1,000円を受け入れて七尾市のほうへ負担する予定でございましたけれども、七尾市のほうで直接県補助金を受け入れるということで504万1,000円を減額するものでございます。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。質疑の方はご発言願います。

3番 林 真弥議員

〔3番（林 真弥議員）登壇〕

○3番（林 真弥議員） それでは、165ページの商工費で、創業支援事業が今年度、新規6件という説明でしたけれども、その6件の業種というのを願います。

○議長（古玉栄治議員） 高名企画課長

○高名雅弘企画課長 それでは、林議員の質問にお答えいたします。

今年度6件の業種となりますが、まずは歯科技工業、歯科技工士の方の創業が1件。そして小売業が2件です。そして飲食業が3件になります。

特に飲食業3件のうち2件は、この2月に入ってから開業している、そういった状況となっております。

説明は以上です。

○議長（古玉栄治議員） 林議員、よろしいですか。

ほかに質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようでありませぬ。

ここで、2時45分まで休憩いたします。

午後2時33分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（古玉栄治議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、第10款教育費から第11款災害復旧費まで、議案書は168ページから171ページについて説明を求めます。

上坂教育文化課長

〔上坂恵一教育文化課長登壇〕

○上坂恵一教育文化課長 議案書168ページになります。

第10款1細目教育委員会費32万8,000円の減額です。これは、教育委員の視察研修会の事業終了によりまして19節負担金及び補助金の減額です。

次に、2細目学校教育事務局費の216万円の増額のお願いです。これは、平成29年2月に行われました会計検査院の会計実地検査におきまして、へき地児童生徒援助費等補助金の平成26年度、27年度補助金の過大交付の指摘を受けましたので、これを返還するものです。また、歳入の財源内訳の国庫支出金221万円の減額です。これは、さきの指摘事項を受けまして平成29年度の当初の補助金を見直したための減額の補正となっております。

次に、169ページになります。

2細目小学校管理費であります。歳出の増減はありません。繰入金で公共施設維持補修基金の繰入金として67万9,000円。これは鳥屋学園プールの工事分であります。諸収入5万3,000円は、鳥屋小学校、鹿西小学校防災事業強化工事で業者が使用しました電気料、水道料の5万3,000円であります。

次に、1細目中学校管理費で、これも歳出の補正はありません。諸収入で、中学校体育

連盟から北信越、全国大会の出場の実績に応じまして補助金を68万2,960円いただきました。その分と電話料の5,070円の方であります。

説明は以上です。

○議長（古玉栄治議員） 正谷生涯学習課長
〔正谷 智生涯学習課長登壇〕

○正谷 智生涯学習課長 それでは引き続き169ページ下段をお願いいたします。

第4項社会教育費、3目図書館費、1細目図書館活動推進事業で1万円を増額するものです。これは、11-1消耗品費で、ふるさと応援寄附金で鳥屋図書館に子供の楽しめるものに使ってほしいと寄附がありましたので子供用のDVDを購入するものです。

次に、4目社会教育施設管理運営費、2細目生涯学習センター管理運営事業で1,532万4,000円を減額するものです。

11-2燃料費で、ラピア鹿島の冷暖房用A重油が利用増などにより不足が見込まれますので60万円増額するものです。

12-1通信運搬費では、郵便料、電話料の不足が見込まれることから5万円増額するものです。

15節工事請負費では1,597万4,000円を減額するものです。これは、ラピア鹿島の工事の決算見込み等による減額4件と新規工事による増額3件の差額でございます。

それでは、減額の4件について説明いたします。1件目はアイリスホール舞台照明設備改修で1,090万8,000円の減額、2件目はアイリスホール移動観覧席制御装置更新で52万8,000円の減額、3件目はトイレ洋式化改修で44万3,000円の減額、4件目は空調機器、設備更新で846万1,000円の減額でございます。

次に、増額の3件につきましては、23年経過しました設備改修が主な理由でございます。詳細についてご説明いたします。

1件目は、アイリスホール舞台つりもの設

備リミット取りかえ工事102万6,000円の増額。これは成人式前に、どんちょうが舞台手前で停止する装置が故障しましたので、他の制御装置も23年経過し、いつ制御不能になるかわかりませんので、リミッターを入れかえるものです。

2件目は、空調機冷温水コイル取りかえ工事300万円の増額は、1月末の寒波でアイリスホール舞台の冷温水を冷温風に交換する熱交換機のコイルが凍結破損し暖房できなくなりましたので、熱交換器の入れかえを行うものです。ホールの暖房につきましては、客席側暖房だけで対応いたしました。

3件目は、駐輪場屋根設置工事34万円の増額は、ラピア鹿島の駐輪場の屋根が経年劣化で破損しておりましたので、新しい屋根に取りかえたものでございます。

なお、特定財源の地方債8,730万円は、舞台照明設備改修に石川県の自治振興資金を借りることができましたので、一般財源と組み替えしたもので、来年度以降に元金の3分の1が石川県より市町村振興助成交付金として交付されます。

続きまして、3細目ふるさと創修館等費で123万7,000円の減額は、工事請負費で、ふるさと創修館の冷温水機入れかえ工事の事業確定による減額でございます。

続きまして、170ページ上段をお願いいたします。

4細目カルチャーセンター等費につきましては、11-7施設修繕料15万円の増額は、年度末までの施設修繕に対応するために、11-1消耗品費を減額して組み替えするものでございます。

以上でございます。

○議長（古玉栄治議員） 上坂教育文化課長
○上坂恵一教育文化課長 引き続きまして、170ページ。

5目文化財保護費の2細目文化財保護事業費でございます。165万1,000円の減額補正で

す。これは、芹川地内の圃場整備工事にかかわり、当該埋蔵文化財の発掘調査費用として計上しておりましたが、圃場整備工法変更により発掘調査が不要となりましたので、歳入の県支出金156万8,000円の減額と、その発掘調査のために費用を計上しておりました各節でその分の減額をしたものであります。

次に、3細目文化財管理運営費であります。これは歳出の補正はございません。諸収入で石動山資料館、能登王墓の館の入館料3万2,000円となっております。

説明は以上であります。

○議長（古玉栄治議員） 甘田生涯学習課担当課長

○甘田悟司生涯学習課担当課長 それでは、171ページをお願いいたします。

10款5項1目2細目体育施設維持管理事業では、補正額はありますが1,220万円の財源補正を行ったもので、施設の修繕工事2件対し自治振興資金の適用を受けたためであります。

以上でございます。

○議長（古玉栄治議員） 田中参事兼農林課長

○田中栄一参事兼農林課長 171ページ中段をお願いいたします。

11款災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費924万4,000円の減額、2目林道災害復旧費45万1,000円の減額でございます。いずれも6月30日から7月4日にかけての豪雨災害による年度末の災害復旧費の事業実績に基づき精算するものでございます。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 北野土木建設課長

○北野 均土木建設課長 それでは、171ページ下段になります。

2項1目1細目の公共土木施設災害復旧事業費では104万4,000円の減額をお願いするものです。14節機械借上で12万5,000円、15節工事請負費で91万9,000円、それぞれ減額で

あります。事業完了による精算措置であります。

よろしく願いいたします。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。質疑の方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、議案第79号 平成29年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、その4、173ページから179ページとなります。

平岡保健環境課長

○平岡重信保健環境課長 それでは、173ページをお願いいたします。

議案第79号 平成29年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,765万5,000円とするものでございます。

178ページをお願いいたします。

歳入でございます。

5款諸収入、2項2目1節還付加算金で9,000円の増額をお願いするものでございます。歳出に伴う増額でございます。

それから次、179ページをお願いいたします。

歳出でございます。

3款諸支出金、1項2目1細目還付加算金9,000円の増額をお願いするものでございます。後期高齢者医療の保険料の賦課は、石川県後期高齢者医療広域連合が国の開発した電算処理システムを用いて行っております。このシステムの設定に誤りがあり一部の軽減判定が誤って行われており、修正ソフトで再計算を行った結果、還付加算金が必要な還付が生じたため増額をお願いするものでございます。

説明は以上です。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第79号について質疑の方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、議案第80号 平成29年度中能登町介護保険特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、181ページから191ページとなります。

道善長寿介護課長

○道善まり子長寿介護課長 それでは、181ページをお願いいたします。

議案第80号 平成29年度中能登町介護保険特別会計補正予算について説明をさせていただきます。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,869万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,890万7,000円とするものでございます。

186ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款の保険料につきましては、決算見込みにより549万1,000円を増額するものでございます。

次の2款国庫支出金から188ページの6款1項他会計繰入金までにつきましては、介護サービス費及び事業の決算見込みに伴い、法定負担割合による国費及び県費などの減額をお願いするものでございます。

この中で、議案書186ページの下の方になりますが、2款国庫支出金、4目介護保険事業費補助金75万6,000円を増額につきましては、29年度分のシステム改修に係る事業費補助金であります。

次に、188ページをお願いいたします。

6款2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護給付費の減額に伴い

1,366万1,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、189ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、補正額の増減はありませんが、財源内訳の変更を行うものでございます。

次の2款1項1目介護サービス及び支援サービス等諸費でございますが、介護給付費の各サービスの決算見込みにより2億9,800万4,000円の減額をお願いするものでございます。

次の3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、要支援の方の訪問、通所サービスなどの利用見込みにより661万3,000円の減額をお願いするものでございます。

下段になります。3目1細目審査支払手数料でございますが、決算見込みにより15万円の減額をお願いするものでございます。

続いて、190ページをお願いいたします。

3款2項1目3細目包括的支援事業費（社会保障充実分）で331万円の減額でございます。13節委託料、生活支援体制整備事業316万円の減額につきましては、高齢者の生活支援、介護予防サービスの提供体制の構築を行う生活支援コーディネーターを平成29年4月より配置する予定でしたが、11月からの配置となりましたので、その分の減額を行うものでございます。

次に、2目2細目任意事業費でございますが、介護用品券支給事業において利用者が減ったことにより100万円の減額をお願いするものでございます。

続いて、191ページ。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金でございますが、歳入から歳出を差し引いた差額を基金に積み立てるもので8,033万1,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第80号について質疑の方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、議案第81号 平成29年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、193ページから202ページとなります。

平岡保健環境課長

○平岡重信保健環境課長 それでは、193ページをお願いいたします。

議案第81号 平成29年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算です。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,523万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,018万円とするものでございます。

198ページをお願いいたします。

歳入でございます。

主なものとしたしましては、上から2段目になります第3款2項6目1節国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金で377万9,000円を増額するものでございます。これにつきましては、平成30年度の国保制度改革に伴うシステム改修費用の補助金でございます。

その下、第4款療養給付費交付金1,219万7,000円の減額につきましては、退職者に係る療養給付費等に係る交付金で、実績見込みにより減額するものでございます。

その下、第5款前期高齢者交付金3,390万6,000円を増額でございます。これは前期高齢者医療費の負担の均衡を図るための交付金で、額の確定により増額するものでございます。

それから次、199ページをお願いいたします。

上段になります。第7款共同事業交付金でございます。1目共同事業交付金で3,446万2,000円の減額でございます。それぞれ事業費の確定により減額と増額を行うものでございます。

歳入については以上です。

続きまして、200ページをお願いいたします。

歳出でございます。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、その下の第2項高額療養費、それから次、201ページ上段においては一般被保険者と退職被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費でございます。4月から1月分までの支払い実績により年間の給付費等を推計し、増減するものでございます。

それから、201ページ中段になります。

第3款後期高齢者支援金等、第6款介護納付金、第7款共同事業拠出金につきましては、それぞれ支払い額の確定により減額するものでございます。

続いて、202ページをお願いいたします。

第10款諸支出金、1項3目1細目償還金2,677万円は、平成28年度の療養給付費等負担金の確定により超過交付額を返還するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第81号について質疑の方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、議案第82号 平成29年度中能登町下水道事業特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、203ページから211ページとなります。

田中上下水道課長

〔田中 智上下水道課長登壇〕

○田中 智上下水道課長 それでは、203ページをごらんください。

議案第82号 平成29年度中能登町下水道事業特別会計補正予算であります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,952万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,784万6,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の変更は第2表地方債補正によるものでございます。

それでは、206ページをお願いいたします。

第2表地方債補正であります。

特定環境保全公共下水道事業債で、限度額を4億6,285万円から815万円を減額いたしまして4億5,470万円とするものでございます。

続いて、209ページをお願いいたします。

歳入になります。

第1款2項2目1節のメタン発酵施設維持管理負担金で890万3,000円の減額補正でございます。この負担金は、メタン発酵施設へ搬入しておりますし尿や浄化槽汚泥、生ごみ等の処理に係る費用負担でございます。決算見込み額により減額をするものでございます。それぞれ投入割合により負担するものでございまして、し尿、浄化槽汚泥で52%、食品残渣、生ごみ等で5%、下水道汚泥で43%となっております。

続いて、4款1項1目1節の一般会計繰入金では2,247万1,000円の減額でございます。特環分では2,251万1,000円の減額でございます。事業実績に伴います精算措置によるものでございます。それと、集排分では4万円の増額であります。これは給与費の増によるものでございます。

7款1項1目1節の特定環境保全公共下水道事業債では815万円の減額でございます。これは、交付金の補助率50%分の事業費を55%補助率分へ移しかえて事業をしたことで

事業費ベースの額の変更になったことにより事業債が減になるものでございます。

それでは、210ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項2目1細目の公共下水道施設管理費で1,947万3,000円の減額であります。これらの減額補正はメタン発酵施設に係ります管理費で、本格稼働に伴う実績により精算措置を行うものでございます。

まず、11-2燃料費では、メタン発酵槽の加温と汚泥乾燥用の燃料の実績見込みにより100万円を減額するものでございます。

次に、11-4印刷製本費では、メタン発酵施設の案内用のパンフレットの作成業務の入札差金で90万2,000円を減額するものでございます。

次に、11-5光熱水費では、電気料の実績により121万2,000円を減額するものでございます。

次に、13節委託料です。バイオマスメタン発酵施設維持管理業務で1,340万円の減額です。本格稼働の実績により精算を行うものでございます。その下、竣工式会場設営費で20万円の減額です。これも精算措置によるものでございます。

次に飛びまして、汚泥処理で180万円の減額につきましては、メタン発酵後に残ります汚泥は肥料として全量を配布するため処分費を減額するものでございます。なお、この肥料は「なかのとバイオの恵」として配布いたします。3月19日月曜日から鹿島中部クリーンセンター、現地のほうで配布を開始といたしております。町民の皆様には広くご利用いただきたいと思いますと思っております。

その下、地方公営企業法適用化業務費で90万4,000円の減額です。これは企業会計方式の移行業務に係ります費用で、これも入札の差金による減額措置でございます。

次に、2款1項1目2細目の社会資本整備

総合交付金事業費で2,017万1,000円の減額です。

まず、9-2 普通旅費では15万5,000円の減額でございます。設備改築更新工事におけます工場検査、2名分を実施する予定としておりますが、不要となったため減額をするものでございます。

次に、12-3 手数料1万2,000円につきましては、バイオマスメタン発酵施設肥料保管用倉庫の建築確認申請手数料でございます。

次に、211ページをお願いいたします。

13節委託料です。バイオマスメタン発酵性能評価研究業務で1,801万円の減額補正でございます。この業務は、10月の本格稼働から1年間にわたり検証、分析を行うこととなっておりますが、次年度分の費用を減額するものでございます。

次に、ストックマネジメント計画策定業務で59万2,000円の減額補正です。事業実績と入札差金によるものでございます。この策定業務は、今後の施設改築更新の実施に当たっては計画書の策定が前提となるもので、順次作業を進めていくもので、下水道全施設、管路施設、処理施設が対象となっております。

次に、実施設計業務委託で142万6,000円の減額補正です。この業務は、現在進めております処理区の統廃合事業といたしまして、鳥屋西部処理区、瀬戸から大槻地内への管渠実施設計及び鹿西東部処理区、能登部上から鹿島中部クリーンセンターへの接続管渠実施設計並びに分譲宅地造成事業の管渠実施設計で、事業実績及び入札差金により減額補正するものでございます。

次に、3款1項2目1細目の公共下水道事業債利子では、金額の変更はありませんが、施設管理費の減額により財源内訳の変更をするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第82号について質疑の方はご発言願

います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、議案第83号 平成29年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、213ページから219ページとなります。

北野土木建設課長

○北野 均土木建設課長 それでは、議案書213ページであります。

議案第83号 平成29年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算についてであります。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ217万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,097万円とするものであります。

次に、218ページをお願いいたします。

歳入であります。

2款1項1目1節の一般会計繰入金で217万円の減額であります。事業完了見込みによるものであります。

次に、219ページ。

歳出であります。

2款1項1目1細目の分譲宅地造成費で217万円の減額をお願いするものです。13節委託料であります。宅地造成測量設計業務など事業完了見込みにより減額をするものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第83号について質疑の方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、議案第84号 平成29年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算について

説明を求めます。

議案書は、221ページから227ページとなります。

町田情報推進課長

○町田穂高情報推進課長 それでは、議案書の221ページをお願いいたします。

議案第84号 平成29年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ326万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,592万1,000円とするものでございます。

それでは、226ページをお願いいたします。

歳入です。

4款の繰入金は、管理費の減額補正に伴い一般会計からの繰入金326万8,000円を減額するものであります。

続いて、227ページをお願いいたします。

歳出です。

1細目の給与費は、職員1名の減に伴い不用額270万円を減額するものであります。また2細目の管理費は、いずれも事業の決算見込みに伴い不用額を減額するものでございます。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第84号について質疑の方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、議案第93号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について説明を求めます。

議案書は、229ページから231ページとなります。

高名企画課長

○高名雅弘企画課長 それでは、議案第93号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変

更について。辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、231ページをお開きください。総合整備計画書になります。

最初に辺地の概況ですが、辺地を構成する地区は瀬戸で、辺地度点数は130点です。

次に、2番目の公共的施設の整備を必要とする事情ですが、下から5行目からで、厚生施設についても、下水道の処理施設が平成8年度の建築であるため、老朽化が著しいことから、計画当初は改築更新及び耐震化工事を予定しておりましたが、当該処理施設の機能強化工事実施及び年間維持費の合計と近接する公共下水道処理場への接続管渠敷設工事実施及び年間維持費の合計を経済比較した結果、後者の接続管渠敷設工事に変更したいものです。

次に、3番目の公共的施設の整備計画ですが、平成28年度から32年度までの5年間で、事業費合計で7億7,800万円、うち辺地対策事業債の予定額は1億5,170万円です。

説明は以上です。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第93号について質疑の方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、議案第94号 七尾市及び中能登町の広域行政の推進に関する規約の一部改正に関する協議について説明を求めます。

議案書は、233ページから236ページとなります。

植田参事兼総務課長

○植田一成参事兼総務課長 議案書の233ページをごらん願います。

議案第94号 七尾市及び中能登町の広域行政の推進に関する規約の一部改正に関する協議についてでございます。

地方自治法第252条の2第4項で準用する第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

235ページには一部改正に関する協議書についての説明がございますけれども、説明につきましては、条例等提出案件資料の155ページで説明をさせていただきます。

今回の一部改正でございますけれども、概要につきましては、1点目としまして、し尿処理についてということで、中能登町がバイオマスメタン醗酵施設で処理することとなり、事務委託の対象外となったため、これを規約から削除するものでございます。2点目といたしまして、ごみ処理について、平成35年度までに新ごみ処理施設を建設することと、RDFへの持ち込みが終了することを受けて、規約を改正するものでございます。

施行の期日は平成30年4月1日でございます。

157ページから159ページにつきましては、新旧対照表がついております。

説明は以上になります。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第94号について質疑の方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

以上で説明及び質疑を終結します。

ここで、委員会付託表を配付しますので、暫時休憩します。

午後3時28分 休憩

午後3時29分 再開

○議長（古玉栄治議員） 再開します。

◎常任委員会付託

○議長（古玉栄治議員） 日程第4 常任委員会付託

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第62号から議案第84号及び議案第93号から議案第94号並びに請願第3号につきましては、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付しました委員会付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託表のとおり各常任委員会へ付託することに決定しました。

◎予算審査特別委員会の設置及び委員の選任、委員会付託

○議長（古玉栄治議員） 日程第5 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任並びに委員会付託を議題とします。

お諮りします。

議案第85号 平成30年度中能登町一般会計予算

議案第86号 平成30年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第87号 平成30年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第88号 平成30年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第89号 平成30年度中能登町下水道事業特別会計予算

議案第90号 平成30年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算

議案第91号 平成30年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第92号 平成30年度中能登町水道事業会計予算

以上の議案8件については、議長を除く13人の委員で構成する予算審査特別委員会を設

置き、これに付託して審査することにし
たいと思います。これにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） 異議なしと認
めます。

よって、議案第85号から議案第92号
までの議案8件については、13人の委員
で構成する予算審査特別委員会を設
置し、これに付託して審査することに
決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特
別委員会の委員の選任については、委
員会条例第8条第2項の規定により、

- 1番 尾田良一 議員
- 2番 土本 稔 議員
- 3番 林 真 弥 議員
- 4番 中川秀平 議員
- 5番 山本孝司 議員
- 6番 笹川広美 議員
- 7番 南 昭 榮 議員
- 8番 諏訪良一 議員
- 9番 宮下為幸 議員
- 10番 甲部昭夫 議員
- 12番 若狭明彦 議員
- 13番 坂井幸雄 議員
- 14番 作間七郎 議員

以上13人を委員として指名したいと思
います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） 異議なしと認
めます。

よって、ただいま指名しました13人を
予算審査特別委員会の委員に選任す
ることに決定いたしました。

ここで、予算審査特別委員会付託表
を配付しますので、暫時休憩します。

午後3時34分 休憩

午後3時35分 再開

○議長（古玉栄治議員） 休憩前に引き
続き

会議を開きます。

予算審査特別委員会の審査の議案は、
会議規則第35条の規定のとおり、お
手元に配付しました付託表のとおり
であります。

◎予算審査特別委員会の委員長、副委員長 選任

○議長（古玉栄治議員） 次に、予算
審査特別委員会の委員長、副委員
長の選任の件を議題とします。

予算審査特別委員会は、次の休憩中
に委員長、副委員長の互選を行い、
その結果を議長に報告願います。

議員各位は、この後、大会議室へ移
動をお願いします。

暫時休憩します。

午後3時36分 休憩

午後3時56分 再開

○議長（古玉栄治議員） 休憩前に引
き続き会議を開きます。

ただいま予算審査特別委員会にお
ける正副委員長の互選について報告
がありました。

委員長に8番 諏訪良一議員、副
委員長に7番 南 昭榮議員、以上
のとおりであります。

◎休会決定の件

○議長（古玉栄治議員） 日程第6
休会決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

各常任委員会、予算審査特別委員
会審査等のため、3月6日から3月
14日までの9日間を休会としたい
と思います。これにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） 異議なしと
認めます。

よって、3月6日から3月14日ま
での9日間を休会とすることに決定
しました。

◎散 会

○議長（古玉栄治議員） 以上で本日の日程
は終了しました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

午後 3 時58分 散会